

温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度 取引価格の参考気配について

みずほリサーチ&テクノロジーズ

サステナビリティコンサルティング第1部

2025年3月

ともに挑む。ともに実る。



- 以下の方法により、東京都の温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度における取引価格の参考気配を査定

「査定」とは、市場参加者を対象にしたヒアリング調査によって収集された情報を基に、査定者が「標準的な取引」の価格を推定すること。実際の取引価格の統計ではなく、適正な取引価格を決定するものでもない。

項目	内容
時期	2024年12月～2025年2月
方法	① 排出量取引を行い得る制度対象事業者（売り手と買い手の双方）及び仲介事業者を抽出 ② 合計12社に対し、取引意向、取引価格、市場概況等に関するヒアリング調査を実施 ③ ②の調査結果に基づき、「標準的な取引」（詳細は次頁）における価格水準（査定価格）を推定
査定主体	みずほリサーチ&テクノロジーズ株式会社

標準的な取引の条件

- ヒアリング調査から示唆される市況、及び過去の査定等を総合的に考察し、今回の査定においては、以下の条件を標準的な取引の条件と設定した

項目	条件
対象クレジット	第二計画期間、及び第三計画期間に発行された以下のクレジット ・ 超過削減量 ・ 再エネクレジット※ ・ 埼玉連携クレジット ※グリーン電力証書を活用する再エネクレジット（その他削減量）に限定
単位数量	第三計画期間の利用において1t-CO ₂ と認識される量
取引ロット	500t-CO ₂ 以上 5,000t-CO ₂ 未満（相当）
受渡しと決済の時期	約定から30日以内（最短）の単回の取引
取引相対	買い手又は売り手となる制度対象事業者が相対で行う取引

ヒアリング調査の結果：買い手の状況

- 不足量が確定していない計画期間の途中であるため、現在、需要は落ち着いている
- クレジットの購入へ向けた問合せや準備に着手している買い手が見られる。既に第三計画期間における義務履行に必要なクレジットを確保済みの事業者も存在する

買い手の状況

- 全体的に買い手の動きはまだ本格化していない。間もなく整理期間に入って不足量が確定したタイミングで、第三計画期間に初めて購入することになる事業者等の需要が顕在化する可能性がある。
- 仲介事業者等への問合せや見積依頼、社内に必要な事前手続に着手する事業者は増えている。複数社から見積を取るケースが多い。その結果をもとにした買い手の想定価格は、現在のところやや低く抑えられている。
- 基本的に最も単価が安くなるように動く事業者が多いが、販売元の信頼性等を含めて総合的に判断するケースもある。

ヒアリング調査の結果：売り手の状況

- クレジットを販売する場合は第二計画期間の超過削減量が中心となる
- 需要が顕在化しない現状を踏まえて、価格の提示水準を調整して販売を試みる売り手も存在する

売り手の状況

- 第三計画期間履行期限の2026年9月末が有効期限である、第二計画期間の超過削減量を販売しようと動き出す事業者が増加している。一方で、超過削減量を保有している場合でも、手続きの手間等の理由から積極的に販売に乗り出さない事業者や、買い手を見つけるのが難しいと判断して販売を断念している事業者がある。
- 販売する場合は、第二計画期間の超過削減量が中心となっている。需要が顕在化しない現状を踏まえて、理想的な水準よりも提示価格を下げることで取引を成立させようとするケースもある。
- 第三計画期間の超過削減量は、削減目標が強化される第四計画期間の義務履行にも使用可能なため、販売よりもバンキングが選好される傾向にある。一部で販売される場合も、第二計画期間の超過削減量とは価格差がある。

ヒアリング調査の結果：クレジットの種類

- 第二計画期間の超過削減量が取引の中心になっている。第三計画期間の超過削減量については、第四計画期間を見据えて検討を始める買い手が一部存在する
- 事業者の状況によっては超過削減量以外のクレジットの取引を選好する場合もある

クレジットの種類

- 第二計画期間の超過削減量が、現在の都制度における取引の中心。
- 第三計画期間の超過削減量は、第四計画期間の削減義務率の引き上げに備えてバンキングに回されているケースが多く、ほとんど流通していない。ただし一部の買い手は、第四計画期間を見据えて第三計画期間の超過削減量に関する問合せを始めている。
- 都制度とリンクしている埼玉県制度のクレジット（埼玉連携クレジット）の取引も見られる。東京都と埼玉県の両方に事業所あるいはグループ会社が存在する事業者にとっては、埼玉連携クレジットが取引しやすい場合もある。

ヒアリング調査の結果：再エネクレジットの価格

- 再エネクレジットはグリーン電力証書を変換したものが多く、証書の価格帯をもとにして価格が決まる傾向である
- グリーン電力証書の供給はやや減少傾向であり、再エネクレジットの価格は高止まりしている

再エネクレジットの価格

- 再エネクレジットは、グリーン電力証書由来のものが多く、この証書の価格帯をもとにして取引価格が決まる傾向である。
- 超過削減量と比較し高額であるため、義務履行のために再エネクレジットを愛好する事業者は少ない。ただし、グリーン電力証書を保有する場合に再エネクレジットへの変換を検討する事業者は存在する。
- グリーン電力証書については、温対法などの国の制度への対応や各種イニシアチブ（CDP、RE100、SBTi等）における報告など都制度外における需要が引き続きある一方で、供給がやや減少傾向にあることなどから、価格が高止まりしている。その結果、再エネクレジット価格も同様に推移している。

- 東京都温室効果ガス排出総量削減義務と排出量取引制度におけるクレジット価格の査定値
(2025年2月時点)

クレジット	査定価格帯	(参考) 2024年9月時点の査定価格帯
超過削減量 (第二計画期間発行分)	200～1,000 円/tCO ₂	200～1,000 円 /tCO ₂
再エネクレジット	4,100～8,200 円/tCO ₂	4,100～8,200円 /tCO ₂

【留意点】

- ✓ 実取引における価格は売買当事者が交渉の結果決めるもの
- ✓ ここで示す査定価格は前述の標準的な取引が実施された場合に想定される約定価格の推算値であり、実際の取引価格は、取引形態、特に取引ロットの大小によって、ここで示す推算値と大きく乖離する可能性がある
※ヒアリングを行った標準的な取引のロットは、500～5,000t-CO₂
- ✓ 再エネクレジットの査定価格は、主にグリーン電力証書の参考価格等から推計

超過削減量および再エネクレジットの価格推移(円/t-CO₂)

